

障害福祉のしおり

身体障害者手帳

療育手帳

精神障害者保健福祉手帳

をお持ちの方へ

姫路市

(令和6年度版)

関係事業一覧	1
手 帳	
身体障害者手帳	5
在宅重度身体障害者訪問診査	5
療育手帳	5
知的障害者巡回更生相談	6
精神障害者保健福祉手帳	6
相 談	
障害福祉課	7
姫路市地域相談窓口「ひめりんく」	7
総合教育センター育成支援課	7
保健所・保健センター	8
姫路市障害者虐待防止センター	8
姫路市成年後見支援センター	8
姫路市身体障害者福祉協会	8
姫路地区手をつなぐ育成会	9
姫路市精神保健福祉連合会(ひめかれん)	9
身体障害者相談員・知的障害者相談員	9
社会参加と自立	
意思疎通支援者(手話通訳者・要約筆記者)派遣	10
身体障害者補助犬健康管理費	10
昇降リフト付きバス使用料	10
自動車運転免許取得費	10
自動車改造費	10
兵庫ゆずりあい駐車場	11
駐車禁止除外指定車標章	12
福祉有償運送制度	12
電話お願い手帳	13
視覚障害者用広報ひめじ	13
視覚障害者用議会報ひめじ	13
投票制度	13
ヘルプマーク・ヘルプカード	13
日常生活の援助	
日常生活用具費	14
補装具費(購入・借受け・修理)	14
身体障害者巡回相談	15
住宅改造費	15
重度身体障害者見守り安心サポート	15
年金・手当	
障害者福祉金	16
重度障害者(児)介護手当	16
特別障害者手当	17
障害児福祉手当	17
特別児童扶養手当	17
心身障害者(児)扶養共済制度	18
障害基礎年金	18
障害厚生年金・障害手当金	19
特別障害給付金	20
福祉定期預貯金	20

資金の貸付	
生活福祉資金	20
兵庫県身体障害者更生資金特別貸付	20
生活環境改善資金	21
税 金	
所得税・住民税	21
事業税	22
相続税	22
贈与税	22
マル優制度	22
自動車税種別割・自動車税環境性能割等	22
医 療	
重度障害者(児)医療費	23
高齢重度障害者医療費	23
後期高齢者医療	23
自立支援医療(更生医療)	24
自立支援医療(育成医療)	24
自立支援医療(精神通院医療)	24
障害者(児)歯科診療	25
職業相談	
障害者の職業関係機関	25
割 引	
有料道路通行料金	26
バス乗車運賃	27
J R旅客運賃	27
私鉄旅客運賃	28
タクシー運賃	28
航空旅客運賃	28
携帯電話料金	28
交通助成制度(選択制)	
①バス優待乗車	28
②鉄道優待乗車	29
③船舶優待乗船	29
④自動車燃料費助成	29
⑤タクシー料金助成	29
N H K放送受信料	30
郵便	30
N T T番号案内	30
公共施設入場料	31
障害者に関するマーク	32
付表 身体障害者障害程度等級表	

※障害福祉サービス等については、別冊において、体系、利用の流れ、支給決定等を記載しています。
 ※各説明ページ項目の横に記載の「ID:○○」につきまして、この「ID:○○」を市公式ウェブサイトの検索窓に入力すれば、該当ページの検索がしやすくなりますので、ご活用ください。

日常生活の援助				年金・手当									税金				
事業名	日常生活用具費	補装具費	住宅改造費	重度身体障害者見守り安心サポート	障害者福祉金	重度障害者手当	介護手当	特別障害者手当	障害児福祉手当	特別児童扶養手当	扶養共済制度	障害基礎年金	障害厚生年金	障害手当	特別障害給付金	所得税・住民税	自動車税種別割合
	ページ	14	14	15	15	16	16	17	17	17	18	18	19	20	21	22	
I D	10029	1166	10030	13164	10024	10025	10026	13483	13468	10027					538		
視覚障害	1	△	△	△	○	○	○	△	△	△	○	△	△	△	○	○	
	2	△	△	△	○	○	○	△	△	△	○	△	△	△	○	○	
	3	△	△	△		○				△	○	△	△	△	○	○	
	4	△	△	△		○						△	△	△	○	○	
	5	△	△	△								△	△	△	○		
	6	△	△	△								△	△	△	○		
聴覚・平衡	2	△	△		○	○	○	△	△	○	○	△	△	△	○	○	
	3	△	△	△		○				○	○	△	△	△	○	○	
	4	△	△			○						△	△	△	○	○	
	5	△	△	△								△	△	△	○	△	
	6	△	△									△	△	△	○	○	
	音声語	3	△	△			○				○	○	△	△	△	○	△
肢体不自由	1	△	△	△	○	○	○	△	△	○	○	△	△	△	○	○	
	2	△	△	△	○	○	○	△	△	○	○	△	△	△	○	○	
	3	△	△	△		○				○	○	△	△	△	○	○	
	4	△	△	△		○						△	△	△	○	○	
	5	△	△	△								△	△	△	○	○	
	6	△	△	△								△	△	△	○	○	
内部障害	1	△	△	※	○	○	○	△	△	△	○	△	△	△	○	○	
	2	△	△	※	○	○	○	△		△	○	△	△	△	○	○	
	3	△	△	※		○				△	○	△	△	△	○	○	
	4	△	△	※		○						△	△	△	○	△	
療育手帳	A	△		※		○	○	△	△	○	○	△	△	△	○	○	
	B1			※		○				△	○	△	△	△	○	○	
	B2			※						△	○	△	△	△	○		
精神障害	1					○		△	△	△	△	△	△	△	○	○	
	2					○				△	△	△	△	△	○		
	3					○				△	△	△	△	△	○		
総合等級				☆	☆	☆											
所得制限	有	有	有		有			有	有	有	有	有	有	有	有		
備考	原品目により異なる割負担	原品目により異なる割負担	※内容により異なる障害			3	65歳以上	20歳以上	20歳未満	20歳未満	20歳未満	65歳未満					

事業名	割引								障害福祉サービス等
	交通助成制度(選択制)					NHK放送受信料	NTT番号案内	公共施設入場料	
①バス優待乗車	②鉄道優待乗車	③船舶優待乗船	④自動車費用助成	⑤タクシーフラット金助成					
ページ	28	29	29	29	29	30	30	31	別冊
I D	10031	10032	10034	993	1006	10044	9999	9999	/
視覚障害	1	○	○	○	○	○	○	○	○
	2	○	○	○	○	○	○	○	○
	3	○	○	○		△	○	○	○
	4	○	○	○		△	○	○	○
	5	○	○	○		△	○	○	○
	6	○	○	○		△	○	○	○
聴覚・平衡	2	○	○	○	○	○	※	○	○
	3	○	○	○		○	※	○	○
	4	○	○	○		○	※	○	○
	5	○	○	○		○		○	○
	6	○	○	○		○	※	○	○
	音声語彙	3	○	○	○		○	○	○
	4	○	○	○		○	○	○	○
肢体不自由	1	○	○	○	○	○	△	○	○
	2	○	○	○	○	○	△	○	○
	3	○	○	○		○		○	○
	4	○	○	○		○		○	○
	5	○	○	○		○		○	○
	6	○	○	○		○		○	○
内部障害	1	○	○	○	○	○		○	○
	2	○	○	○	○	○		○	○
	3	○	○	○		○		○	○
	4	○	○	○		○		○	○
療育手帳	A	○	○	○	○	○	○	○	○
	B1	○	○	○		○	○	○	○
	B2	○	○	○		○	○	○	○
精神障害	1	○	○	○	○	○	○	○	○
	2	○	○	○		○	○	○	○
	3	○	○	○		○	○	○	○
総合等級				☆	☆	☆			
所得制限						有			
備考						世帯全額・半額の別有 等により	※聴覚障害のみ		原則一割負担

手帳

身体障害者手帳 (ID:1252、ID:10011)

身体に障害がある方（視覚、聴覚、平衡機能、音声・言語機能、そしゃく機能、肢体、心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、肝臓、免疫機能に障害があり、認定基準に該当する人）に交付します。

○申請に必要なもの

- ・身体障害者（児）手帳交付申請書
- ・写真1枚（縦3.5cm×横2.5cm、無帽の顔写真で1年以内に撮影されたもの）
- ・身体障害者診断書・意見書1通（指定医師により3か月以内に作成されたもの）
※申請書・診断書については、所定の用紙が申請窓口にあります。（代理申請可）
 - ◇障害の程度に変化等が予想される等の事由により、「再認定の年月」が記載された手帳をお持ちの方は、手帳記載の「再認定の年月」までに手続きを行ってください。
 - ◇現在、手帳をお持ちの方で、次の事項に該当する場合は、届出が必要です。
 - ①住所の変更 ②氏名の変更 ③死亡 ④手帳の紛失、破損 ⑤障害の程度の変更
 - ※④又は⑤の場合は、手帳が再交付されます。（④、⑤には、写真が必要です。）

○申請窓口

障害福祉課（給付担当 電話 079-221-2305）、家島事務所、夢前・香寺・安富保健福祉サービスセンター、各支所、駅前市役所、各出張所、各サービスセンター

○手帳受取窓口

障害福祉課、家島事務所、夢前・香寺・安富保健福祉サービスセンター（※申請時に指定）

在宅重度身体障害者訪問診査 (ID:1252)

在宅の重度肢体障害者で、身体障害者手帳の交付や等級変更の希望はあるが、身体及び介護状況等の理由で、指定医師の診断を受けることが困難な方を対象に、市から指定医師が訪問し、診断します。（年2回、7月及び11月頃に実施予定です。）

○申請窓口 障害福祉課（給付担当 電話 079-221-2305）

療育手帳 (ID:1224、ID:1227)

知的障害者（児）に知的障害者更生相談所（18歳未満の児童は姫路こども家庭センター）の判定に基づき交付します。

○申請に必要なもの

- ・療育手帳交付申請書及び関係書類（同意書、調査表等。関係書類は18歳以上又は18歳未満で異なる）
- ・現在お持ちの療育手帳のコピー（※更新の場合）
- ・写真1枚（縦4cm×横3cm）

○判定

申請書の提出後、知的障害者更生相談所（18歳未満の児童は姫路こども家庭センター）での判定日を連絡します。

◇障害の程度が固定していない等の事由により、「次の判定年月」が記載された手帳をお持ちの場合は、手帳記載の「次の判定年月」までに更新手続きを行ってください。

◇現在、手帳をお持ちの方で、次の事項に該当する場合は、届出が必要です。

- ①住所の変更 ②氏名の変更 ③保護者の変更 ④死亡 ⑤手帳の紛失、破損
- ※⑤の場合は、手帳を再交付します。（⑤の手続きの場合は、写真が必要です）

○申請窓口

障害福祉課（給付担当 電話 079-221-2305）又は家島事務所、夢前・香寺・安富保健福祉サービスセンター
※市内転居による住所変更、紛失等による再交付、死亡等による手帳返還は、上記の他、各支所、駅前
市役所、各出張所、各サービスセンターでも受付ができます。

○手帳受取窓口

障害福祉課、家島事務所、夢前・香寺・安富保健福祉サービスセンター（※申請時に指定）

知的障害者巡回更生相談 (ID:1224)

障害者や介護者の状況により、知的障害者更生相談所へ行くことが困難な方のために、巡回更生相談（判定や相談）を実施しています。

○実施時期 毎年2回（県が指定する日）

○お問い合わせ 障害福祉課（給付担当 電話 079-221-2305）

精神障害者保健福祉手帳 (ID:1369)

精神障害のために長期にわたり日常生活や社会生活に制約がある方に交付します。

初めて手帳を申請される場合は、初診日（現在の精神疾患により初めて医療機関を受診した日）から、6ヶ月以上経過していることが必要です。

○申請に必要なもの

診断書による申請の場合	障害年金証書等の写しによる場合
<ul style="list-style-type: none">・精神障害者保健福祉手帳交付申請書・写真1枚（縦4cm×横3cm）・診断書（精神障害者保健福祉手帳用）	<ul style="list-style-type: none">・精神障害者保健福祉手帳交付申請書・写真1枚（縦4cm×横3cm）・精神障害を支給事由とする障害年金証書の写し及び直近に発行された年金振込通知書 又は特別障害給付金受給資格者証の写し及び国庫金振込通知書・同意書

○判定

判定は兵庫県が行います。

○有効期間と更新時期

有効期間は2年です。更新の手続は、有効期限の3ヶ月前から行うことができます。

○申請及び手帳受取窓口

障害福祉課（支援推進担当 電話 079-221-2309）、保健所、各保健センター、各保健福祉サービスセンター

○その他

診断書による申請にあわせて自立支援医療（精神）を申請する場合、診断書は手帳用の診断書のみで手続きが可能です。

相談

障害福祉課 (ID:1447)

障害者（児）の援護育成のため、様々な施策や相談を行っています。

○相談窓口

障害福祉課（姫路市安田四丁目1番地 姫路市役所本庁舎1階）（給付担当 電話 079-221-2305）

（支援推進担当 電話 079-221-2309）（支援相談担当 電話 079-221-2457） FAX 079-221-2374

○障害者差別に関する相談窓口

障害福祉課（姫路市役所本庁舎1階）

（管理担当 電話 079-221-2454 FAX 079-221-2374 メール syogai-sabetsu@city.himeji.lg.jp）

姫路市地域相談窓口「ひめりんく」 (ID:14051)

障害のある方、家族、介護者などの相談窓口です。

相談日時 月曜日～金曜日 午前9時～午後4時

相談窓口一覧

相談窓口の名称	担当小学校区	所在地	電話番号	FAX 番号
北部 ひめりんく	砥堀、船津、山田、豊富、谷内、谷外、花田、置塙、古知、前之庄、筋野、上菅、菅生、香呂、中寺、香呂南、安富南、安富北	姫路市香寺町土師365番地1	079-265-0202	079-265-0203
西部 ひめりんく	城西、安室東、安室、高岡、高岡西、曾左、峰相、白鳥、青山、太市、白鷺、船場、林田、伊勢	姫路市西今宿五丁目3番8号	079-297-6476	079-297-6477
東部 ひめりんく	水上、増位、広峰、城北、野里、城乾、東、城東、八木、糸引、白浜、御国野、四郷、別所、的形、大塩	姫路市的形町的形1762番地21	079-280-7979	079-280-7980
中央 ひめりんく	城陽、手柄、荒川、妻鹿、高浜、飾磨、津田、英賀保、家島、坊勢	姫路市安田三丁目1番地 姫路市総合福祉会館2階	079-240-6717	079-240-6717
南西部 ひめりんく	八幡、広畑、広畑第二、大津、南大津、大津茂、網干、網干西、勝原、旭陽、余部	姫路市広畑区東夢前台4丁目131	079-280-6150	079-280-1026

総合教育センター育成支援課 (ID:7359)

幼児、児童及び生徒の教育や子育ての悩みに関する相談を実施しています。

○相談方法 電話相談、来所相談及び訪問相談（電話で予約を受け付けています。）

○お問い合わせ 総合教育センター育成支援課（姫路市北条口三丁目29番 電話 079-224-5843）

保健所・保健センター

健康を守るために、乳幼児から高齢者までの相談を行っています。

項目	概要	担当部署名（電話番号）
① 乳幼児発達相談	運動発達、精神発達における相談	・中央保健センター (079-289-1654)
② 心理相談	精神発達において遅れが疑われる乳幼児について、臨床心理士による発達検査及び個別相談（予約制）	・中央保健センター北分室 (079-265-3075)
③ 専門医によるこころの健康相談	こころの病について、本人・家族や関係者からの相談（予約制）	・中央保健センター安富分室 (0790-66-2921)
④ アルコール問題相談	アルコール問題について、本人・家族や関係者からの相談（予約制）	・南保健センター (079-235-0320)
⑤ 精神保健福祉相談員・保健師による相談	精神保健福祉相談員・保健師による相談は、保健所・保健センター・保健センター分室で随時行っています。相談は面接・電話のいずれでもできます。（面接を希望する場合は、事前に電話で問い合わせ）	・南保健センター家島分室 (079-325-1428) ・西保健センター (079-236-1473) ・保健所健康課※①・②は除く (精神保健担当 079-289-1645) ・子どもの未来健康支援センター (079-263-7863)※③・④は除く
⑥ 難病相談	難病患者及びご家族に対し、療養上の悩みや不安を解消するため、保健師等による医療や生活面についての相談、患者会役員によるピアカウンセリングも実施（予約制）	保健所予防課 (079-289-1635)

姫路市障害者虐待防止センター (ID:997)

障害者の方が家族、施設や利用しているサービス事業所の職員、会社の事業主等に虐待されている（疑いがある）場合の通報、相談の対応を行っています。

○通報・相談窓口

- ・平日午前9時～午後5時
電話 079-221-2432 FAX 079-221-2430 メールアドレス mamoru-fukushinet@city.himeji.lg.jp
- ・平日午後5時～翌午前9時 土曜、日曜、祝日・年末年始
電話 080-8328-6295 メールアドレス mamoru-fukushinet@docomo.ne.jp

姫路市成年後見支援センター (ID:8306)

認知症や知的障害・精神障害等により判断能力が十分でない方等に対して、成年後見制度に関する相談を行っています。

○相談窓口

姫路市成年後見支援センター（姫路市安田三丁目1番地 姫路市総合福祉会館2階）
相談日時 月～金曜日の午前8時35分～午後5時20分（電話 079-262-9000 FAX 079-262-9001）

姫路市身体障害者福祉協会

身体障害者（児）の養育、生活等に関する相談、助言を行っています。

○相談窓口

特定非営利活動法人姫路市身体障害者福祉協会（姫路市安田三丁目1番地 姫路市総合福祉会館2階）
相談日時 月～金曜日の午前9時～午後5時（電話 079-224-9687 FAX 079-224-0631）

姫路地区手をつなぐ育成会

知的障害者（児）の養育、生活等に関する相談、助言を行っています。

○相談窓口

特定非営利活動法人姫路地区手をつなぐ育成会（姫路市安田三丁目1番地 姫路市総合福祉会館3階）

相談日時 月～金曜日の午前10時～午後3時（電話 079-285-4810 FAX 079-285-4822）

姫路市精神保健福祉連合会(ひめかれん)

精神障害者の生活等に関する相談、助言を行っています。

○相談窓口

特定非営利活動法人姫路市精神保健福祉連合会（ひめかれん）「精神障害者相談コーナー」

（姫路市安田三丁目1番地 姫路市総合福祉会館3階）

相談日時 月～金曜日の午前10時～午後3時

（電話 079-269-9034 FAX 079-269-9035 メールアドレス himekaren@ba.wakwak.com）

身体障害者相談員・知的障害者相談員

姫路市委託の民間の協力者です。身体障害者、知的障害者の更生援護に関して相談に応じています。

身体障害者相談員		
氏名	住所(姫路市)	電話(079)
上山 嘉文	姫路市千代田町	293-0049
浦野 康宏	飾磨区妻鹿	245-1429
大河内 規子	夢前町山之内甲	338-0716
大塚 登代子	山吹1丁目	(FAX)297-3445
梶木 健義	青山2丁目	266-0473
河原 正明	飾磨区野田町	090-3706-1524
小林 弘子	勝原区下太田	273-5935
杉垣 環	安富町長野	0790-66-3578
高原 洋一	夢前町菅生澗	335-3322
田中 環	塩町	222-2268
中塚 隆二	飾東町塩崎	262-1515
榎 隆子	香寺町岩部	232-1335
松下 薫	打越	266-0800
村上 里美	飾磨区恵美酒	(FAX)233-4661
村上 博茂	夢前町置本	335-0282
守谷 嘉之	大塩町	(FAX)254-2607
山本 恵子	青山西4丁目	(FAX)229-7055

知的障害者相談員		
氏名	住所(姫路市)	電話(079)
伊藤 淳子	車崎1丁目	295-8351
大久保 健太	青山西2丁目	090-6985-4586
小島 雅也	家島町真浦	325-0248
齋藤 淳子	飾磨区西浜町3丁目	090-1916-7919
島田 博子	北条永良町	284-1344
白井 正子	手柄1丁目	288-8004
竹中 正彦	梅ヶ谷町	281-9988
立花 典子	西新在家2丁目	292-7399
富田 舞	東山	080-6141-4803
真次 由美子	香寺町土師	232-1887
山本 千里	安富町塩野	0790-66-2667

社会参加と自立

意思疎通支援者(手話通訳者・要約筆記者等)派遣 (ID:1033)

聴覚障害者及び音声・言語機能障害者が、公的機関や医療機関等で手話通訳や要約筆記が必要な場合に、手話通訳者又は要約筆記者を派遣します。利用にあたっては利用登録をする必要があります。

○申請窓口 障害福祉課（給付担当 FAX 079-221-2374 電話 079-221-2305）

※登録後及び利用契約後の派遣依頼は、姫路市手話通訳者・要約筆記者派遣コーディネーターまでお願ひします。

姫路市手話通訳者・要約筆記者派遣コーディネーター (FAX 079-288-7511 電話 079-221-2327)

身体障害者補助犬健康管理費 (ID:10038)

身体障害者補助犬を使用している身体障害者に、補助犬の健康管理費を支給します。

身体障害者補助犬とは、身体障害者の自立と社会参加のために、身体障害者補助犬法に基づき訓練・認定された盲導犬や介助犬、聴導犬をいいます。

○申請窓口 障害福祉課（給付担当 電話 079-221-2305）

昇降リフト付きバス使用料 (ID:1062)

日常の移動手段として常時車いすを使用する重度の肢体不自由者を含む団体が、昇降リフト付きバス（リフトバス）を使用した場合に、リフトバス使用料の一部を助成します。

○申請窓口 障害福祉課（給付担当 電話 079-221-2305）

自動車運転免許取得費 (ID:1041)

身体障害者が第Ⅰ種普通自動車運転免許証を取得した費用の一部を助成します。

○対象者

身体障害者手帳を有し、自ら自動車を運転する場合で次の全ての条件を満たす方
(免許取得日から1ヵ月以内に申請手続きを行った場合に限る。)

- ① 姫路市内に1年以上居住していること
- ② 身体障害者手帳の交付を受けてから教習所に通い始めたこと
- ③ 教習所に経費を支払済であること
- ④ 過去にこの制度の助成を受けていないこと

○助成額

必要経費の1/2以内（上限100,000円）

○申請に必要なもの

- ・自動車運転免許取得助成事業利用申請確認書
- ・地域生活支援給付費支給申請書
- ・相手方登録申出書
- ・教習所の領収書（写し可）
- ・運転免許証（写し可）
- ・身体障害者手帳
- ・通帳の写し
- など

○申請窓口 障害福祉課（給付担当 電話 079-221-2305）

自動車改造費 (ID:1046)

身体障害者自らが所有し、運転する車の操向装置、駆動装置の一部を改造した場合（改造部品等の購入の

みの場合を除く)、その費用の一部を助成します。

○助成額 上限 100,000 円

○申請に必要なもの(※改造後、1ヵ月以内の申請が必要)

- ・自動車改造助成事業利用申請確認書 ・地域生活支援給付費支給申請書
- ・相手方登録申出書 ・改造見積書等 ・領収書(写し可) ・車検証(写し可) ・運転免許証
- ・身体障害者手帳 ・通帳の写し ・写真(改造部分及び改造した車のナンバー) など

○助成制限

- ・本人、配偶者及び扶養義務者の前年所得が一定基準額を超える場合は助成できません。
- ・総排気量が2.5Lを超える車は助成の対象となりません。
- ・改造費の助成を利用した場合、以後5年間は助成を受けることはできません。
- ・対象となる車は、障害者本人が所有し、かつ運転する車に限ります。

○申請窓口 障害福祉課(給付担当 電話 079-221-2305)

兵庫ゆずりあい駐車場 (ID:10037)

障害のある方等のための駐車スペースを適正に利用いただくため、兵庫県による県内共通の「兵庫ゆずりあい駐車場利用証」を交付する制度です。公共施設や商業施設、飲食店、病院、ホテルなどの駐車場で「兵庫ゆずりあい駐車場」の案内標示がある駐車区画に停めることができます。

○交付対象者(下記の基準に該当し、歩行が困難な方に交付)

交付対象者 ※【カッコ】書きは確認書類	
身体障害者	視覚障害(1~4級)、聴覚障害(2・3級)、平衡機能障害(3・5級)、肢体不自由(上肢1・2級、下肢1~6級、体幹1~3・5級)、乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害(上肢1・2級、移動1~6級)、心臓機能障害・腎臓機能障害・呼吸器機能障害・ぼうこう又は直腸機能障害・小腸機能障害(1・3・4級)、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害・肝臓機能障害(1~4級) 【身体障害者手帳】
知的障害者	障害程度A 【療育手帳】
精神障害者	障害等級1級 【精神障害者保健福祉手帳】
高齢者等	要介護状態の区分が要介護1~5 【介護保険被保険者証】
難病患者	特定医療費(指定難病)受給者 【特定医療費(指定難病)受給者証】 小児慢性特定疾病医療受給者 【小児慢性特定疾病医療受給者証】
妊娠婦	母子健康手帳取得 【母子健康手帳】
傷病人	医師の診断書等において「歩行が困難」である旨の記載がある 【上記の記載がある医師の診断書・意見書等、身分証明書】
その他歩行が困難な方	知事が認める者 【※県ユニバーサル推進課にお問い合わせください】

○申請窓口 対象者によって申請窓口が異なります。

- ・障害者、難病患者、妊娠婦、傷病人 障害福祉課(管理担当 電話 079-221-2454)
- ・高齢者等 介護保険課(電話 079-221-2447)
- ・全ての対象者

兵庫県ユニバーサル推進課(神戸市中央区下山手通5-10-1 電話 078-362-4379 FAX 078-362-9040)

兵庫県中播磨健康福祉事務所 監査・地域福祉課(姫路市北条1-98 電話 079-281-9214)

※難病患者、妊娠婦、傷病人については保健所(1階申請受付窓口 電話 079-289-1641)でも受付していますが、令和6年4月から約4年間は、大規模改修工事の影響により駐車場及びエレベーターの利用が制限されます。

駐車禁止除外指定車標章

身体障害者・知的障害者・精神障害者に、駐車禁止除外指定車標章を交付します。

○対象者

障害種別	内容・等級
身体障害者	視覚障害(1~4級)、聴覚障害(2・3級)、平衡機能障害(3級)、肢体不自由(上肢1・2級※、下肢1~4級、体幹1~3級)、乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害(上肢1・2級※、移動1~4級)、心臓機能障害・腎臓機能障害・呼吸器機能障害・小腸機能障害(1・3・4級)、ぼうこう又は直腸機能障害(1・3級)、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害(1~4級)、肝臓機能障害(1~3級) ※上肢機能障害については、一部対象外あり
知的障害者	重度に該当する者(A判定)
精神障害者	I級

○申請に必要なもの

- ・障害者手帳又は障害者手帳のコピー（手帳番号、交付年月日、住所、氏名、障害名、等級記載欄）
- ・代理申請の場合は、委任状及び代理の方の身分を証明できるもの
- ・標章の交付を受けている方は、現在お持ちの標章

○申請窓口 兵庫県内の各警察署交通課、兵庫県警察本部交通規制課

○お問い合わせ

担当部署等	電話番号等(代表)
兵庫県警察本部交通規制課	078-341-7441
姫路警察署	079-222-0110
飾磨警察署	079-235-0110
網干警察署	079-274-0110
姫路市身体障害者福祉協会※	079-224-9687 FAX 079-224-0631

※身体障害者のみ手続き可能（別途手数料が必要）

福祉有償運送制度 (ID:2886)

介護を必要とする高齢者又は障害者等、単独では公共交通機関を利用することが困難な、移動に制約がある方が利用できる福祉輸送の制度です。登録を受けたNPO法人等が事業を実施しています。

○対象者

種別	内容・等級
身体障害者	視覚障害(1・2級)、肢体不自由(下肢1・2級、体幹1~3級)、乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害(移動1~3級)
知的障害者	重度に該当する者(A判定)
精神障害者	I級
要介護認定	要介護3~5

○お問い合わせ 福祉有償運送を行う法人

※福祉有償運送を行う事業者の情報の詳細は、市ホームページから確認できます。

<https://www.city.himeji.lg.jp/bousai/0000002886.html>

電話お願い手帳

聴覚、音声・言語機能障害者に「電話お願い手帳」を市役所1階手話通訳者待機所及び障害福祉課で、申出により交付します。(アプリ版もあります。「電話お願い手帳 Web 版」で検索してください。)

○申請窓口 障害福祉課(管理担当 電話 079-221-2454 FAX 079-221-2374)

視覚障害者用広報ひめじ

「広報ひめじ」を読むことができない視覚障害者のために、CD(デイジー版又は音楽CD版)やカセットテープに録音した広報や点字広報を月1回、希望者に送付します。(手数料・郵送料は無料)

○申請窓口 広報課(広報誌担当 電話 079-221-2072)

※電話でお問い合わせの際は、住所・氏名をお伝えください。

視覚障害者用議会報ひめじ

「議会報ひめじ」を読むことができない視覚障害者のために、CDに録音した議会報又は点字議会報を定例会及び臨時会ごとに希望者に送付します。(手数料・郵送料は無料)

○申請窓口 議会事務局調査課(議会報担当 電話 079-221-2035)

※電話でお問い合わせの際は、住所・氏名をお伝えください。

投票制度 (ID:4953)

○代理投票、点字投票

投票用紙に自分で文字を記入できない方のために、本人の申出により投票所職員が代筆する制度があります。また、投票所には、点字投票用の投票用紙や点字器があり、点字での投票もできます。

○郵便等による不在者投票

身体障害者手帳(下表に該当する方)若しくは戦傷病者手帳を有する方、又は介護保険の被保険者証の要介護状態区分が「要介護5」の方は、自宅などで郵便等による不在者投票ができます。投票を行う場合、あらかじめ「郵便等投票証明書」が必要です。詳しくはお問い合わせください。

・対象者(身体障害者手帳)

障害名	障害の程度		
	1級	2級	3級
両下肢、体幹、移動機能	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input checked="" type="checkbox"/>
心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸	<input type="radio"/>	—	<input type="radio"/>
免疫、肝臓	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>

○お問い合わせ 選挙管理委員会(電話 079-221-2807 FAX 079-221-2808)

ヘルプマーク・ヘルプカード (ID:1748)

義足や人工関節を使用している、内部障害、難病、白杖を持たない視覚障害又は妊娠初期の方等、外見からは分からぬ方が、援助や配慮を必要としている方に、配布しています。(兵庫県作成)

○申請窓口

障害福祉課(管理担当 電話 079-221-2454 FAX 079-221-2374)、各保健センター、各保健福祉サービスセンター、支所、家島事務所、駅前市役所、出張所、サービスセンター
(夢前・香寺・安富事務所は、各事務所内の保健福祉サービスセンターで配布)

日常生活の援助

日常生活用具費 (ID:10029)

原則として、在宅の重度身体障害者（児）・知的障害者（児）、難病患者等に日常生活上の便宜を図る用具で市長が定めるものの給付又は貸与に係る費用を支給します。（事前に申請が必要です。また、例外として、入院・入所中であっても支給されるものがあります。）

○対象者 ※障害内容、等級等により、対象とならない場合があります。

- ① 身体障害者手帳1、2級（給付種目によっては3級以下も可）を有する在宅の障害者（児）
- ② 療育手帳A判定を有する知的障害者（児）
- ③ 難病患者

○用具の品目（例示）

介護・訓練支援用具（特殊寝台、移動用リフト等）、自立支援用具（入浴補助用具、頭部保護帽等）、在宅療養等支援用具（エアライザー、電気式たん吸引器等）、情報・意思疎通支援用具（携帯用会話補助装置、点字器等）、排泄管理支援用具（ストーマ用装具、紙おむつ等）（※障害内容にあった品目が支給対象）

○費用負担 家計の負担能力に応じた額（原則1割負担 ※基準額を超えた額については、自己負担）

○申請に必要なもの

- ・地域生活支援事業給付費支給申請書兼利用者負担額減額・免除等申請書
- ・業者の見積書とカタログ（写し可）
- ・身体障害者手帳又は療育手帳
- ・その他（医師の意見書等）

○申請窓口

障害福祉課（給付担当 電話 079-221-2305）又は家島事務所、夢前・香寺・安富保健福祉サービスセンター

※介護保険制度が利用できる方で、特殊寝台等の介護保険で貸与・支給される用具については、介護保険課（079-221-2449）が窓口です。

補装具費(購入・借受け・修理) (ID:1166)

身体障害者（児）、難病患者の失った機能等を補い、職業その他日常生活の能率の向上を援助するため、次の補装具の購入等に係る費用を支給します。（事前に申請が必要です）

○用具の品目（例示）

義肢装具（義手、義足）、視覚障害者安全つえ、義眼、眼鏡、補聴器、人工内耳（修理のみ）、車いす、歩行器、電動車いす等（※障害内容応じた品目が支給対象）

○費用負担 家計の負担能力に応じた額（原則1割負担 ※基準額を超えた額については、自己負担）

○申請に必要なもの

18歳以上の身体障害者（難病患者）	18歳未満の身体障害児、難病患者
・補装具費（購入・借受け・修理）支給申請書	・補装具費（購入・借受け・修理）支給申請書
・医師の意見書等	・補装具費支給意見書
・業者の見積書	・補装具費支給調査書（修理の場合は不要）
・身体障害者手帳 等	・業者の見積書
※身体障害者更生相談所の判定が必要となる場合があります。	・身体障害者手帳 等

※申請書類は購入等を希望する補装具によって異なりますので、事前にご相談ください。

○申請窓口

障害福祉課（給付担当 電話 079-221-2305）又は家島事務所、夢前・香寺・安富保健福祉サービスセンター

※介護保険制度が利用できる方で、車いす等の介護保険で貸与されるものについては、介護保険課（079-221-2449）が窓口です。

身体障害者巡回相談 (ID:1166)

補装具の交付等の判定や適合判定に関する相談に身体障害者更生相談所へ行くことが困難な方のために、巡回（移動）相談を実施しています。

- 実施時期 毎年3回（県の指定する日）
- お問い合わせ 障害福祉課（給付担当 電話 079-221-2305）

住宅改造費 (ID:10030)

障害者（児）が住み慣れた家で生活できるよう、身体状況に合わせて行う住宅改造に要する費用を支給します。（※事前申請が必要）

- 対象者（次のいずれかに該当する方を含む世帯（所得制限あり））
 - ① 介護保険制度で要支援以上の認定を受けた方
 - ② 身体障害者手帳又は療育手帳の交付を受けている方
- 助成対象工事

対象世帯の既存住宅の居室、台所、浴室、洗面所、便所、玄関、廊下、階段等の改造のうち、市長が助成対象者の日常生活を維持するために必要と認める範囲の工事

- 助成額 100万円（日常生活用具費給付事業の住宅改修費を含む。）と改造工事費を比較し、低い方に所定の助成率を掛けた額（※助成率等の詳細はお問い合わせください）
- 申請窓口 障害福祉課（給付担当 電話 079-221-2305）
 - ※日常生活用具費給付事業において住宅改修費の給付を受けられる場合は、日常生活用具費給付事業の利用が優先されます。
 - ※介護保険制度が利用できる方は、介護保険課（079-221-2449）が窓口です。

重度身体障害者見守り安心サポート (ID:13164)

緊急通報機器（安心コール）を貸与し、緊急時の状況に応じた協力員や駆け付け係員への出動要請、救急要請による速やかな救助、相談、健康状態の確認等が行われます。

- 対象者（次の①～④を全て満たす方）
 - ① 重度身体障害者（身体障害者手帳1級又は2級を有する方）
 - ② 65歳未満であって、ひとり暮らし又は同居者が寝たきり等により緊急時の対応が困難であること
※65歳以上の方は高齢者支援課へご相談ください。
 - ③ 自宅に固定電話（電話回線）があること
 - ④ 協力員を2人確保できること（※詳細はお問い合わせください。）
- 利用料金

- 市町村民税非課税者（世帯）は無料、市町村民税課税者（世帯）は安心コール設置時に8,000円（消費税別）が必要です。月々の負担額はありません。
- 申請窓口 障害福祉課（管理担当 電話 079-221-2454） 高齢者支援課（電話 079-221-2306）

年金・手当

障害者福祉金 (ID:10024)

障害者（児）に福祉金を支給し、生活の向上及び福祉の増進の一助にしています。

○対象者 市内に引き続き1年以上住所を有する障害者（児）

○支給額

年額 身体障害者手帳1級、療育手帳A・B1、精神障害者保健福祉手帳1級 30,000円

身体障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳2級 23,000円

身体障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳3級 15,000円

身体障害者手帳4級 10,000円

○支給日

半期分ずつ9月25日及び3月25日（※休業日の場合はその直前の営業日）

※申請月の翌月分より支給対象となります。

○所得制限

障害者（児）及び障害者（児）と住民票を同じくする世帯員全ての総所得金額の合計が次の額を超えた場合は、支給されません。

※所得制限額=250万円+（33万円×控除対象配偶者・扶養親族数）

・例）扶養親族2人の場合：250万円+33万円×2=316万円

・障害者及び障害者（児）と住民票を同じくする世帯員が年齢16歳以上23歳未満の者を扶養している場合は一人につき12万円を、70歳以上の者を扶養している場合は一人につき5万円を上記制限額に加算します。

・給与所得又は公的年金等に係る所得を有する場合は、両方の合計額から10万円を控除して得た金額として計算します。

○申請窓口

障害福祉課（給付担当：電話 079-221-2305）又は家島事務所、夢前・香寺・安富保健福祉サービスセンター

重度障害者（児）介護手当 (ID:10025)

重度の障害者（児）の介護者に手当を支給し、介護者又は障害者の負担軽減と福祉の向上を図っています。

○対象者

6か月以上常時臥床等の状態にあり、日常生活で常時介護を必要とする3歳以上65歳未満の方で身体障害者手帳1、2級又は療育手帳A判定を有する方を在宅で現に介護しており、市長の認定を受けた方

○支給額 月額 10,500円

○支給日 5月、8月、11月、2月の各月10日（※休業日の場合はその直前の営業日）

※申請月の翌月分より支給対象となります。

○支給制限 次のいずれかに該当する場合は支給されません。

- ① 施設に入所している
- ② 病院又は診療所等に引き続き3か月以上入院している
- ③ 介護者が障害者（児）を介護しなくなった

○申請窓口

障害福祉課（給付担当 電話 079-221-2305）又は家島事務所、夢前・香寺・安富保健福祉サービスセンター

※65歳以上の方については、在宅高齢者介護手当が支給される場合があります。詳しくは、高齢者支援課へお問い合わせください。（電話 079-221-2317）

特別障害者手当 (ID:10026)

20歳以上の常時特別な介護を有する在宅重度障害者で、医師の診断書等により該当すると認められた方に支給します。

○対象者

20歳以上であって、政令で定める障害が2つ以上重なっている等、日常生活において常時特別な介護を必要とする在宅の重度障害者又は同等の疾病・精神障害を有し、市長の認定を受けた方

○支給額 月額 28,840円（令和6年度）

○支給日 5月、8月、11月、2月の各月10日（※休業日の場合はその直前の営業日）

※申請月の翌月分より支給対象となります。

○支給制限 次のいずれかに該当する場合は支給されません。

- ① 施設に入所している
- ② 病院又は診療所等に引き続き3か月以上入院している
- ③ 本人、配偶者及び扶養義務者の所得が基準額を超える

○申請窓口

障害福祉課（給付担当 電話 079-221-2305）又は家島事務所、夢前・香寺・安富保健福祉サービスセンター

障害児福祉手当 (ID:13483)

身体又は精神（知的）に重度の障害があるために、日常生活において常時介護を必要とする児童に支給します。

○対象児童 20歳未満で、身体又は精神（知的）に重度の障害がある児童

○支給額 月額 15,690円（令和6年度）

○支給日 5月、8月、11月、2月の各月10日（※休業日の場合はその直前の営業日）

※申請月の翌月分より支給対象となります。

○支給要件 次の全ての項目に該当している場合に支給します。

- ① 対象となる児童が日本に住んでいること
- ② 児童が障害児入所施設その他これに類する施設等に入所していないこと
- ③ 児童が障害を理由として、厚生年金等の公的年金を受けていないこと

※現在受給している方で支給要件に該当しなくなった場合は、資格喪失の手続きが必要です。届出が遅れると資格がなくなった翌月分からの手当の総額の返還が必要です。

○所得制限

請求者とその配偶者及び扶養義務者の所得が基準額を超える場合は支給されません。

○申請窓口

こども支援課（電話 079-221-2311）又は家島事務所、夢前・香寺・安富保健福祉サービスセンター

特別児童扶養手当 (ID:13468)

身体又は精神（知的）に障害のある児童を監護する方（父、母、父母に代わってその児童を養育している方）に支給します。

○対象児童 20歳未満で、身体又は精神（知的）に重度障害又は中度障害がある児童

○支給額 重度障害 月額 55,350円 中度障害 月額 36,860円（令和6年度）

○支給日 4月、8月、11月の各月11日（※休業日の場合はその直前の営業日）

※申請月の翌月分より支給対象となります。

○支給要件 次の全ての項目に該当していること。

- ① 手当を受けようとする方及び対象となる児童が日本に住んでいること
- ② 児童が障害児入所施設その他これに類する施設等に入所していないこと
- ③ 児童が障害を理由として、厚生年金等公的年金を受けていないこと

※現在受給している方で支給要件に該当しなくなった場合は、資格喪失の手続きが必要です。届出が遅れると資格がなくなった翌月分からの手当の総額の返還が必要です。

○所得制限

請求者とその配偶者及び扶養義務者の所得が基準額を超える場合は支給されません。

○申請窓口

こども支援課（電話 079-221-2311）又は家島事務所、夢前・香寺・安富保健福祉センター

心身障害者(児)扶養共済制度 (ID:10027)

心身障害者（児）の保護者の相互扶助の精神に基づいて、一定額の掛金の納付によって、保護者に万一の事故等の場合の不安を軽減する制度です。

○対象者 ① 身体障害者手帳1級～3級所持者

② 知的障害者（児）

③ 精神又は身体に永続的な障害を有する者（児）で①又は②と同程度の方

○加入できる保護者

上記の心身障害者（児）を現に扶養している保護者で次の要件を全て満たしている方

① 県内に住所があること（神戸市を除く）

② 年齢が65歳未満であること（毎年4月1日における年齢）

③ 特別の疾病がなく生命保険に加入できる健康状態であること

④ 1人の障害者に対して保護者1人のみの加入であること

○支給額

加入者が死亡又は重度障害となったとき（※加入は1人2口まで）

1口加入者 月額 20,000円 2口加入者 月額 40,000円

○弔慰金の支給額（心身障害者（児）が先立って死亡のときに支給（※平成20年度以降加入者））

加入期間1年以上～5年未満 50,000円 5年以上～20年未満 125,000円 20年以上 250,000円

○掛金（月額）

加入時の年齢により異なります。詳しくはお問い合わせください。

例）加入時年齢が35歳未満の場合、掛金額は9,300円

○掛け金の減免等（1口のみ）

生活保護受給、県民税非課税、県民税均等割のみ課税等の場合に対象となりますので、ご相談ください。

○申請窓口

障害福祉課（給付担当 電話 079-221-2305）又は家島事務所、夢前・香寺・安富保健福祉センター

障害基礎年金

20歳前、国民年金に加入中又は65歳未満の病気やけがで法令に定める障害の状態にあるときに支給される年金です。

○支給要件

- ① 原因となる病気やけがの初診日が次のいずれかの間にあること
 - ・国民年金加入期間
 - ・20歳前又は日本国内に住んでいる60歳以上65歳未満で年金制度に加入していない期間
- ② 障害の状態が、障害認定日に（国民年金法令の）障害等級表に定める1級又は2級に該当していること（その時点では該当しなかった場合でも、症状が悪化し、法令に定める障害の状態になったときにも受給できる場合あり）
- ③ 保険料納付要件を満たしていること

※20歳前の病気、けがによる障害基礎年金の場合は、所得制限があります。

○金額（令和6年度）

【昭和31年4月2日以降生まれの方】

1級 年額1,020,000円+子の加算額 2級 年額816,000円+子の加算額

【昭和31年4月1日以前生まれの方】

1級 年額1,017,125円+子の加算額 2級 年額813,700円+子の加算額

※子の加算額はその方に生計を維持されている子がいるときに加算されます。なお、子とは18歳になつた後の最初の3月31日までの子、または20歳未満で障害等級1級または2級の状態にある子です。

※令和元年10月以降、障害基礎年金を受給する方で、一定の所得以下の方には「障害年金生活者支援給付金（1級 月額6,638円 2級 月額5,310円）」が障害基礎年金に上乗せして支給されます。

○お問い合わせ

障害の原因となる疾病等に係る初診日に加入していた年金種別	支給される年金の種別	相談・請求先	電話番号	所在地
・未加入（20歳前の場合等） ・国民年金（第1号被保険者）	障害基礎年金	姫路市役所 国民年金窓口センター	079-221-2332	姫路市役所 本庁舎1階
厚生年金	障害厚生年金	姫路年金事務所 【予約制】	079-224-6382 0570-05-4890 (予約受付専用)	姫路市北条 1丁目250
国民年金（第3号被保険者）	障害基礎年金			

※その他の相談機関

・街角の年金相談センター姫路【対面による年金相談のみ】 電話 079-221-5127

（姫路市南畠町2丁目53番地ネオフィス姫路南ビル1階）

・ねんきんダイヤル【電話による一般的な相談】

電話 0570-05-1165（050で始まる電話からの場合：03-6700-1165）

障害厚生年金・障害手当金

厚生年金に加入中の病気やけがで、法令に定める障害の状態となったときに、支給される年金です。

○支給要件

- ① 厚生年金保険の被保険者期間中に、障害の原因となった病気やけがの初診日があること
- ② 障害の状態が、障害認定日に（国民年金法令の）障害等級表に定める1級から3級のいずれかに該当していること（その時点では該当しなかった場合でも、症状が悪化し、法令に定める障害の状態になったときにも受給できる場合あり。）
- ③ 保険料納付要件を満たしていること

※1級又は2級の場合は障害基礎年金に上乗せして支給、3級の場合は障害厚生年金のみ支給、障害厚生年金よりも軽い障害が残った場合には障害手当金（一時金）が支給されます。

○支給額 報酬比例の年金額を基礎として計算された額（配偶者加算あり）

○お問い合わせ 姫路年金事務所又は街角の年金相談センター姫路（連絡先は障害基礎年金と同じ）

特別障害給付金

国民年金に任意加入していなかった期間に障害の原因となった傷病の初診日があるため、障害基礎年金等の受給権を有していない障害者への福祉的措置として創設された給付金制度です。

○支給要件 ※65歳に達する日の前日までに当該障害に該当し、請求された方に限ります。

昭和61年3月以前に国民年金任意加入対象であった被用者等の配偶者、平成3年3月以前に国民年金任意加入対象であった学生のいずれかであって、当時の任意加入していなかった期間内に初診日があり、障害基礎年金のⅠ・Ⅱ級相当の状態に該当していること。

○支給額（令和6年度）

障害基礎年金Ⅰ級相当該当 月額 55,350円 Ⅱ級相当該当 月額 44,280円

※本人の所得や受給している老齢年金等による支給制限があります。

○お問い合わせ 姫路年金事務所又は姫路市役所国民年金窓口センター（連絡先は障害基礎年金と同じ）

福祉定期貯金

所定の年金又は手当を受けている方の貯金について、手続きにより通常よりも有利な利率が適用されます。

○対象者

障害基礎年金、特別障害者手当、特別児童扶養手当等の特定の年金又は手当等の受給者

※取扱いのない金融機関もあります。手続き等も含め、詳細は各金融機関にお問い合わせください。

資金の貸付

生活福祉資金

低所得世帯や高齢者世帯、障害者世帯等で生活に一時的に困窮している世帯に対し、その必要な費用の一部を貸し付けるとともに、相談支援を行うことにより、社会参加の促進を図ります。

○資金の種類 総合支援資金、福祉資金等

○お問い合わせ 姫路市社会福祉協議会

兵庫県身体障害者更生資金特別貸付

「生活福祉資金」の借受けが決定したが、なお資金が不足する場合に貸付けを受けることができます。

○貸付金額 40万円以内（ただし、20万円又は40万円に限る）

○貸付対象者
・身体障害者手帳を有し、県内居住6か月以上かつ満20歳以上の住民基本台帳登録者
・事業を営む場所が県内で、かつ2か月以内に着手可能な方
・償還が確実で2名の連帯保証人を有する方

○貸付金の使途 事業所開設に伴う費用、原材料、商品の仕入、通勤、事業に必要な自動車購入等の費用

○貸付利子 年3%

○償還方法 元利均等による月賦により5年以内（据置期間1年）

○申請窓口

姫路市身体障害者福祉協会（姫路市安田三丁目1番地 姫路市総合福祉会館2階）

電話 079-224-9687 FAX 079-224-0631 ※申請は身体障害者相談員を通じて行ってください。

生活環境改善資金

在宅重度障害者（児）の生活に適した住居への改善、介護設備の購入のために貸し付ける制度です。

○貸付金額 100万円以内

- 貸付対象者
- ・身体障害者手帳Ⅰ・2級又は療育手帳A判定を有する方
 - ・6か月以上県内に居住し、償還が確実と認められる方
 - ・1名以上の連帯保証人を有する方

○貸付利子 無利子

○償還方法 割賦均等償還により6年以内（据置期間6ヶ月）

○申請窓口

姫路市身体障害者福祉協会（姫路市安田三丁目1番地 姫路市総合福祉会館2階）

電話 079-224-9687 FAX 079-224-0631

姫路地区手をつなぐ育成会（姫路市安田三丁目1番地 姫路市総合福祉会館3階）

電話 079-285-4810 FAX 079-285-4822

※申請は身体障害者又は知的障害者相談員を通じて行ってください。

税金

所得税・住民税 (ID:538)

障害者・児（身体・知的・精神）又は障害者扶養している親族は、申告により障害者控除（課税所得の減額）が受けられます。

○対象者及び控除額

対象者・控除の種類	所得税	住民税
特別障害者控除 ・身体障害者手帳Ⅰ・2級 ・療育手帳A判定 ・精神障害者保健福祉手帳Ⅰ級	40万円	30万円
障害者控除 ・特別障害者控除に該当しない対象者 (戦傷病者手帳交付、原子爆弾被爆者で厚生労働大臣の認定を受けた者を含む)	27万円	26万円

○お問い合わせ

姫路税務署（姫路市北条一丁目250番地 電話 079-282-1135）

市民税課（電話 079-221-2261）

○障害者控除認定 (ID:2743)

手帳が交付されていない場合でも、65歳以上の要介護認定者等で身体状況や認知症の状態が一定の基準に該当する場合、市で認定書を交付します。本人又は扶養者が、この障害者控除対象者認定書で確定申告・住民税申告をすると、所得控除（障害者控除）の対象となります。詳しくは介護保険課（079-221-2447）までお問い合わせください。

事業税

重度の視力障害者が、あんま、マッサージ又は指圧、はり、きゅう、柔道整復その他の医業に類する事業を行う場合、非課税となります。

○対象者 両眼の視力を喪失した又は両眼の視力が0.06以下の視力障害がある方

○お問い合わせ 兵庫県姫路県税事務所 課税第1課(姫路市北条一丁目98番地 電話 079-281-9126)

相続税

相続人が障害者の場合、障害者控除として障害の程度及び年齢に応じて相続税額から差し引かれます。

○対象者 相続人が障害者であって年齢85歳未満であること

○控除額 (85歳 - 障害者の年齢) × 10万円 (特別障害者は20万円) が相続税から控除

○お問い合わせ 姫路税務署(姫路市北条一丁目250番地 電話 079-282-1135)

贈与税

重度の障害者が贈与を受ける場合、贈与税が非課税となる場合があります。

○対象者

一定の信託契約に基づき、特別障害者等を受益者とする財産の信託を行い、「障害者非課税信託申告書」を提出した方

○非課税額 信託受益権の価額のうち6,000万円まで(障害の程度によっては3,000万円まで)

○お問い合わせ 姫路税務署(姫路市北条一丁目250番地 電話 079-282-1135)

マル優制度

障害者等本人名義の少額預貯金の利子所得については、所定の手続きにより非課税となります。

○非課税限度額 預貯金・公債 350万円

○お問い合わせ 各金融機関

自動車税種別割・自動車税環境性能割等

障害者の日常生活にとって不可欠な移動手段となっている自動車等について、自動車税種別割、自動車税環境性能割、軽自動車税種別割、軽自動車税環境性能割が減免になる場合があります。

○減免額

区分	減免(限度)額	申請時期	お問い合わせ
自動車税種別割	全額又は1/2 ※限度額も含め、障害の程度、運転者、総排気量等により異なる	4月1日から納期限まで (納期限後は月割計算の場合あり)	姫路県税事務所自動車税課 (姫路市北条一丁目98番地) 電話 079-281-9104
自動車税環境性能割・ 軽自動車税環境性能割	全額又は1/2 ※原則、220万円に取得した(軽)自動車に課すべき(軽)自動車税環境性能割の税率を乗じて得た額が限度額	自動車を登録するとき (登録後は申請できません)	姫路県税事務所 自動車税審査・納税証明課 電話 079-233-8260 自動車税資料課(普通車のみ) 電話 079-281-9160
軽自動車税種別割	全額	4月1日から納期限まで (期限後は申請できません)	主税課 電話 079-221-2257

医療

重度障害者医療費 (ID:7924)

重度障害者が保険診療を受けた場合、自己負担額の一部を助成します。（※受診の際に、健康保険証と重度障害者医療費受給者証を窓口で提示）

○対象者

身体障害者手帳Ⅰ級・Ⅱ級、療育手帳A判定又は精神障害者保健福祉手帳Ⅰ級を有し、各種医療保険に加入している方（後期高齢者医療制度の被保険者を除く）

○助成制限

本人・配偶者・扶養義務者それぞれの方について、市町村民税所得割額から所定の計算式により算出した合計額が23.5万円以上の場合は、助成を受けられません。

○一部負担金

外来 医療機関ごとに1日600円まで、月2回（1,200円）限度

入院 医療機関ごとに1割負担、月2,400円限度

※県内の同一医療機関に連続3か月以上入院した場合は、4か月目からの一部負担金は不要です。

（食事代や室料差額等は別途支払いが必要）

※本人、配偶者、扶養義務者が市町村民税非課税で、その前年中の公的年金収入と公的年金収入以外の所得を加えた合計額が80万円以下の場合は一部負担金の軽減制度あり

※助成制限の算定方法、申請に必要な書類等はお問い合わせください。

○申請窓口

福祉医療担当（市役所本庁舎1階）又は家島事務所、夢前・香寺・安富保健福祉

センター、各支所、駅前市役所、各出張所、各サービスセンター

○お問い合わせ 福祉総務課（福祉医療担当 電話 079-221-2307）

高齢重度障害者医療費 (ID:7924)

○対象者

65歳以上の身体障害者手帳Ⅰ級・Ⅱ級、療育手帳A判定又は精神障害者保健福祉手帳Ⅰ級を有し、後期高齢者医療制度の被保険者の資格がある方

※助成制限、一部負担金、申請窓口、お問い合わせについては、重度障害者医療費の助成と同じです。

後期高齢者医療 (ID:416)

若い世代と高齢者の負担を明確にし、公平で分かりやすいものとするための制度です。

○被保険者

- ① 75歳以上の方
- ② 65歳以上75歳未満で一定の障害があり、申請により広域連合の認定を受けた方（任意加入）
 - ・身体障害者手帳（Ⅰ級～Ⅲ級、Ⅳ級の一部）・療育手帳（A判定）
 - ・精神障害者保健福祉手帳（Ⅰ級、Ⅱ級）等

○自己負担額

医療機関等の窓口での医療費の一部負担割合は、1割（一定以上所得のある方は2割、現役並み所得者は3割）となります。

○お問い合わせ

- ・被保険者の認定、保険料の決定、医療の給付等

兵庫県後期高齢者医療広域連合事務局

資格・保険料担当（センター電話 078-326-2021） 給付担当（センター電話 078-326-2023）

- ・被保険者証の引渡し、各種届出や申請の受付、保険料の徴収等

後期高齢者医療保険課（電話 079-221-2315）

自立支援医療(更生医療) (ID:924)

身体障害者が、日常生活や職業能力を増進するために、その障害を軽くする、又は取り除く医療が必要な場合、身体障害者更生相談所の判定により、指定医療機関で公費により治療を受けることができます。

（※事前の申請が必要。一部自己負担あり）

○対象者

満 18 歳以上で身体障害者手帳の交付を受けており、医療を行うことで改善、機能の維持が保たれる等、医療効果が期待できる方

○給付範囲 ※入院時の食費（標準負担額）については対象外

医療保険各法の規定による本人負担分が更生医療制度による給付範囲となります。

○費用負担 家計の負担能力に応じた額（原則 1 割負担）

○申請に必要なもの

- ・申請書
- ・意見書
- ・健康保険証
- ・収入等申告書
- ・身体障害者手帳
- ・所得を確認する書類（生活保護世帯は生活保護証明、市民税課税世帯は不要、市民税非課税世帯は年金振込通帳の写し又は通帳のコピー等、年金額の確認できる書類）

○申請窓口

障害福祉課（支援推進担当 電話 079-221-2309）又は家島事務所、夢前・香寺・安富保健福祉センター

自立支援医療(育成医療) (ID:916)

身体に障害のある児童に対し、生活の能力を得るために必要な医療を指定医療機関で公費により受けることができます。（※事前に申請できない場合は医療開始から 15 日以内の申請が必要。一部自己負担あり）

○対象者 18 歳未満の児童

※給付範囲、費用負担、申請に必要なもの、申請窓口は、更生医療と同じです。

自立支援医療(精神通院医療) (ID:1247)

精神疾患で通院している方が、安定して治療を受けることができるよう、医療機関や薬局の窓口で支払う医療費の自己負担額が軽減されます。

○対象者 精神科領域の疾患で継続した通院治療を受け、医師の診断書等により該当と認められた方

○費用負担 家計の負担能力に応じた額（原則 1 割負担。下記は医療保険世帯の所得状況別の負担上限額）

医療保険世帯の所得状況					
生活保護	市民税非課税世帯		市民税課税世帯		
	本人収入 80 万円以下	本人収入 80 万円超	市民税所得割 33,000 円未満	市民税所得割 33,000 円以上 235,000 円未満	市民税所得割 235,000 円以上
0 円	2,500 円	5,000 円	医療保険の自己負担限度額		対象外
			「高額治療継続者」		
			5,000 円	10,000 円	20,000 円

○有効期間と更新時期

有効期間は1年です。更新の手続は有効期限の3ヶ月前から行うことができます。

○申請に必要なもの

- ・申請書
- ・診断書（2年に1度）
- ・健康保険証
- ・収入等申告書

※所得を確認する書類は更生医療と同じです。

○申請窓口

障害福祉課（支援推進担当 電話 079-221-2309）又は保健所、各保健センター、各保健福祉サービスセンター

※自立支援医療と福祉医療制度について

自立支援医療と福祉医療費助成制度（乳幼児等医療、こども医療、母子家庭等医療、重度障害者医療、高齢重度障害者医療（所得制限あり））の両方の制度を同時に利用することはできません。自立支援医療を受けるための申請をし、認定された場合、自立支援医療の対象となる医療費については福祉医療費助成制度の対象外となります。

障害者(児)歯科診療 (ID:10039)

姫路市歯科医師会では、障害により一般の歯科医院では治療が困難な障害者（児）の歯科診療、相談等を行っています。

○対象者 姫路市内に住所を有する障害者（児）

○診療場所 姫路市歯科医師会口腔保健センター

（姫路市安田三丁目107番地 姫路市歯科医師会館1F 電話 079-288-5896）

○診療日時 毎週水・木曜日 午後1時～4時

（※月1回の全身麻酔実施日は、午前9時～12時及び午後1時～4時）

○診療受付 最初の申込み受付は、障害福祉課で行います。（申請には、障害者手帳と印かんが必要）

○申請窓口 障害福祉課（給付担当 電話 079-221-2305）

職業相談

障害者の職業関係機関

障害者の職業的自立を援助並びに障害者を雇用する事業主に対して必要なサービスを提供するための機関、施設等があります。

○職業自立センターひめじ（姫路障害者就業・生活支援センター）

就職を希望されている障害のある方又は在職中の障害のある方が抱える課題に応じて、労働・福祉・医療・教育等の各関係機関との連携の下、就業支援担当者と生活支援担当者が協力して、就業面及び生活面の一体的な支援を行います。※利用の際は、事前にご連絡ください。

職業自立センターひめじ（姫路市安田三丁目1番地 姫路市総合福祉会館3階）

電話 079-280-1990 FAX 079-280-1992

○公共職業安定所（ハローワーク）

障害者支援の専門スタッフを配置し、障害の種別に関係なく、個々のニーズに対応した職業相談・職業紹介を行っています。

ハローワーク姫路（姫路市北条250 ※専門援助部門 電話 079-222-4435 FAX 079-222-4437）

ハローワーク龍野（たつの市龍野町富永1005-48 電話 0791-62-0981 FAX 079-62-0989）

手話協力員 公共職業安定所に配置されています。

相談日（予約制） ハローワーク姫路 毎週木曜日 午後1時～午後2時30分

ハローワーク龍野 每月第2・第4月曜日 午前8時30分～午前12時

その他の障害者サポーター等の配置

・難病患者就職サポーター

難病の方への就労支援を行っています。

相談日（予約制） ハローワーク姫路 毎月第2・4火曜日 午前10時～午後4時

・精神・発達障害者雇用サポーター

精神・発達障害の方等に対するカウンセリング、事業所向けの精神・発達障害者しごとサポーター養成講座の開催等を行っています。

相談日（予約制） ハローワーク姫路 専門援助部門へ予約の連絡を入れてください。

○地域障害者職業センター

障害者の専門的なリハビリテーションサービス、事業主への障害者の雇用管理に関する相談・援助等を行っています。

・兵庫障害者職業センター（神戸市灘区大内通5-2-2 電話 078-881-6776 FAX 078-881-6596）

○障害者職業能力開発校

障害者が知識や技能・技術を習得する等の職業訓練を行っています。

・国立県営兵庫障害者職業能力開発校（伊丹市東有岡4-8 電話 072-782-3210 FAX 072-782-7081）

・兵庫県立障害者高等技術専門学院（神戸市西区曙町1070 電話 078-927-3230 FAX 078-928-5512）

割引

有料道路通行料金 (ID:10043)

対象となる手帳を有する本人が運転する、又は障害者手帳を所持する障害者（児）のために介護者が運転する場合、有料道路通行料金が5割引になります。

○対象

・身体障害者手帳を有する方が運転する場合

・身体障害者手帳（第Ⅰ種障害者）又は療育手帳（A判定）有する障害者（児）のために、介護者が運転する場合

○車種要件

乗用自動車、貨物自動車（乗車設備のあるライトバン等）、特殊用途自動車（車いす移動車等）、二輪自動車（総排気量が125ccを超えるもの）であって自家用のもの（乗車定員や車体の形状によっては対象とならない場合あり）

○所有者要件

障害者本人、配偶者、直系血族及びその配偶者、兄弟姉妹及びその配偶者並びに同居の親族等（法人主義の場合は対象外）

○その他

自動車を保有していない又は事前登録された自動車がやむを得ず使用できない場合等を考慮し、自動車を事前登録しない場合でも、要件を満たす自動車は割引の対象となります。ただし、事前に申請が必要です。

○申請に必要なもの

【ETCを利用しない方】

①～③が必要です。登録申請後、手帳にシールが貼り付けられ、料金所での手帳の提示によって料金が割引されます。

【ETC を利用する方】

- ①～⑤が必要です。利用登録のため、別途、市発行の ETC 利用対象者証明書を ETC 登録係宛に送付する必要があります（登録までに約 3～4 週間必要）
- ①身体障害者手帳又は療育手帳（原本）
②自動車検査証（障害者本人又は家族等の個人名義のもの）
③障害者本人の運転免許証（第Ⅰ種障害者は省略可）
④障害者本人名義の ETC カード（※障害者が未成年の場合のみ親権者名義でも可）
⑤ETC 車載器管理番号が分かるもの（ETC 車載器セットアップ申込書・証明書等）

○有効期間

手続き終了日から 2 回目の誕生日まで（更新の場合で割引有効期限の 2 ヶ月前から前日までの申請の場合は、その手続きを終了した日からその後の 3 回目の誕生日（最長 2 年 2 ヶ月）まで）

○申請窓口

障害福祉課（給付担当 電話 079-221-2305）又は家島事務所、夢前・香寺・安富保健福祉センター

○お問い合わせ

西日本高速道路（株）NEXCO 西日本お客さまセンター（電話 0120-924-863 又は 06-6876-9031）

阪神高速道路（株）阪神高速お客さまセンター（電話 06-6576-1484）

バス乗車運賃 (ID:9997)

身体障害者手帳、療育手帳を有する方が県内の路線バスを利用する場合、乗車運賃が半額になります。

乗車運賃を支払う際、手帳を提示してください。また、県内においては第Ⅰ種身体障害（療育手帳 A 所持者を含む）の介護人も、半額となる場合があります（「バス介護付」の表示のある手帳のみ）。

○対象者 身体障害者手帳又は療育手帳を有する方

○お問い合わせ 各バス会社（神姫バス 電話 079-223-1241）

J R 旅客運賃 (ID:9997)

身体障害者手帳、療育手帳所持者が J R の路線を利用する場合、運賃が割引になります。

○対象者 身体障害者手帳又は療育手帳を有する方及び第Ⅰ種障害者の介護者

○割引内容

利 用 者 区 分	種 類	取扱区分	割 引 率	備 考
第Ⅰ種、第Ⅱ種障害者が 1人で利用する場合	普通乗車券	全線	5割	片道 100 キロを超える 区間に限る
第Ⅰ種障害者が介護者と 利用する場合	普通乗車券、定期乗車券 回数乗車券、普通急行券	//	//	小児定期、急行回数券、 特別急行券は除く
12歳未満の第Ⅱ種障害児 の介護者	定期乗車券	//	//	小児定期と同時購入に 限る

○利用方法

- 券売機で小人乗車券を購入し改札で手帳を提示又は手帳を発売窓口に提示し、割引乗車券を購入
- 事前に手帳情報を登録の上、e5489 で割引乗車券を購入し、券売機で受け取り（利用にはマイナンバーカード、WESTER ID 及びマイナンバーカードの読み取りに対応したスマートフォン等が必要）

※第Ⅰ種身体障害（療育手帳 A 所持者を含む）とその介助者が利用できる特別割引用 IC カードもあり（事前申込みによるカードの取得及び年 1 回の継続利用確認が必要）

○お問い合わせ J R 各社

私鉄旅客運賃 (ID:9997)

割引対象、内容、利用方法ともＪＲの割引に準じていますが、詳しくは私鉄各社にお問い合わせください。

○お問い合わせ 私鉄各社

タクシー運賃 (ID:9997)

身体障害者手帳、療育手帳を有する方がタクシーを利用する場合、乗車運賃が1割引になります。

○お問い合わせ 姫路乗用自動車事業協同組合(姫路市西庄151 電話 079-298-7200 FAX 079-298-7203)

航空旅客運賃 (ID:9997)

満12歳以上の障害者手帳を有する方が航空機を利用する場合、料金が割引となる場合があります。

○対象者

身体障害者手帳、療育手帳、精神保健福祉手帳を有する者及び同乗する介護者（1人）

※割引対象者は航空会社によって異なります。割引運賃額、適用区間、利用方法等は各航空会社にお問い合わせください。

※本人が小児（3歳～11歳）の場合でも、介護者に割引が適用される場合があります。

携帯電話料金 (ID:9999)

携帯電話の基本使用料その他の料金が割引になる場合があります。

○対象者

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳又は特定医療費（指定難病）受給者証の所持者

※割引内容、申込方法等は各携帯電話会社にお問い合わせください。

交通助成制度（選択制）

障害者手帳所持者は下記の交通助成制度（※④、⑤は手帳条件あり）からいずれか1つ、選択できます。

※原則として次年度まで変更することができません。次年度からの変更手続きの締切は2月末日です。ただし、バス乗車助成を除き、年度当初に交付を受けた利用券等の全数と交換で変更できる場合があります。

詳しくは障害福祉課（給付担当）にお問い合わせください。

○申請窓口 ※①～⑤共通

障害福祉課（給付担当 電話 079-221-2305）又は家島事務所、夢前・香寺・安富保健福祉サービスセンター

（審査後、後日、申請者あてに郵送します。）

①バス優待乗車 (ID:10031)

対象となる障害者手帳を有する方が、路線バスを利用する場合、市内区間のバス運賃が無料となります。

○対象者

身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳を有する本人（身体障害者及び知的障害者は1種、精神障害者は1・2級の場合、介護人1名も対象となります。）

○利用方法

障害福祉課が発行する乗車証（シール）、ICカードの交付を受け、乗車・降車時にカードを読み取り機にタッチし、手帳を運転手に提示してください。

○介護人優待

身体障害者手帳第1種又は療育手帳A、精神障害者保健福祉手帳1・2級を有し、介護が必要な場合、介護人1名まで無料となります。(介護シールを交付)

○市外の運賃

身体障害者手帳又は療育手帳を有する本人は半額となります。県内では、第1種身体障害(療育手帳A所持者を含む)の介護人も半額となります。(「バス介護付」の表示が必要)

②鉄道優待乗車 (ID:10032)

対象となる障害者手帳を有する方に、JRや山陽電車で使用できるICOCAカードを交付します。

○対象者 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳を有する方

○利用方法 自動改札機又は自動券売機でICOCAカードを使用

○助成額 繼続・4月新規交付は1万円 5月～10月新規交付は5千円分

11月～3月新規交付は無し

※障害者交通優待助成制度と高齢者バス等優待乗車助成制度について

75歳以上で、障害者手帳を有する方は、高齢者バス等優待乗車助成制度と同時に利用することはできません。(障害者に係る交通助成制度を申請した場合、高齢者バス等優待乗車助成制度の利用資格はなくなります)

③船舶優待乗船 (ID:10034)

対象となる障害者手帳を有する方に、姫路⇒家島(家島・坊勢・男鹿)間の優待乗船券(半額補助券)を交付します。

○対象者 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳を有する方

○利用方法 優待乗船券を窓口に提出して、乗船券を購入してください。

○助成額 優待乗船券を年間20枚交付(申請月により優待乗船券の交付枚数は異なる)

④自動車燃料費助成(在宅の方のみ) (ID:993)

対象となる障害者手帳を有し、かつ条件に該当する方に、自動車の燃料助成券を交付します。

○対象者

身体障害者手帳1・2級、療育手帳A判定又は精神保健福祉手帳1級を有し、自己又は介護者が所有し、かつ、自己又は介護者が運転する自動車を移動の手段として使用する在宅の方

○利用方法 1回の給油につき助成券を1枚使用(指定の給油所で利用)

○助成油量

1枚につきレギュラーガソリン12L又は軽油14L(令和6年度)を年間で最大5枚交付します。

※障害内容に下肢又は体幹の記載のある身体障害者手帳1・2級を有する方は、年間で最大12枚交付

※申請月等により助成券の交付枚数は異なります

⑤タクシー料金助成 (ID:1006)

対象となる障害者手帳を有する方に、タクシーチケット(利用券)を交付します。

○対象者 身体障害者手帳1・2級、療育手帳A判定又は精神保健福祉手帳1級を有する方

○利用方法 1回の乗車につき利用券を最大3枚使用(指定の会社で利用)

※乗車運賃(障害者割引等の適用後の運賃)を超えて利用することはできません。

○助成額 1枚につき500円を助成。年間で最大20枚交付します。

※障害内容に下肢、体幹又は視覚障害の記載のある身体障害者手帳1・2級を有する方は、年間で最大48枚交付

※申請月等により利用券の交付枚数は異なります

N H K 放送受信料 (ID:10044)

○全額免除対象

障害者手帳を有する方がいる世帯で、世帯全員が市民税非課税であること

○半額免除対象

身体障害者手帳（1・2級。視覚、聴覚障害者は1～6級）、療育手帳（A判定）、精神障害者保健福祉手帳（1級）を有し、障害者本人が放送受信契約者かつ世帯主であること

○手続き

障害者手帳と印かんが必要です。障害福祉課又は家島事務所、夢前・香寺・安富保健福祉センターで証明書の発行を受け、N H K神戸放送局に提出してください。

○お問い合わせ

N H K神戸放送局（〒650-8515 神戸市中央区中山手通2-24-7 電話 078-252-5050）

N H Kふれあいセンター（受信料に関するお問い合わせは 電話 0570-077-077まで）

障害福祉課（給付担当 電話 079-221-2305）

郵便 (ID:9976)

○青い鳥郵便葉書

申出により、身体障害者手帳（1・2級）又は療育手帳（A判定（1・2度））を有する方へ郵便局より郵便葉書が配付されます。

○盲人用郵便物

点字のみを掲げたものを内容とする郵便物、盲人のための通信文、盲人を支援するための用具等の郵便物は無料で送ることができます。

※詳しくは、各郵便局へお問い合わせください。

NTT無料番号案内 (ID:9999)

事前登録することで番号案内（104）が無料で利用できます。（ふれあい案内）

○対象

視覚障害（1～6級）、聴覚障害（2～4,6級）、肢体不自由（1・2級※）、音声障害、言語機能又はそしゃく機能障害（3・4級）、療育手帳（A～B2判定）、精神障害者保健福祉手帳（1～3級）のいずれかの障害がある方 ※上肢・体幹・乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能障害

○手続き

「ふれあい案内事務局」へ連絡し、申込書の送付を受け、記入した申込書と手帳のコピーを郵送

○利用方法

・FAXの場合は、必要事項を記入し、送信する。

・電話の場合は、104番へ掛け「ふれあい案内」利用希望を伝えた上で、登録番号と暗証番号を申し出る。

○お問い合わせ

NTT西日本ふれあい案内事務局（電話 0120-104-174 FAX 0120-104-134）

公共施設入場料

姫路市の各種公共施設への入場料等が割引となります。(手帳等の提示が必要です。)

施設名	身体障害者手帳		療育手帳		精神障害者保健福祉手帳	
	本人	介護人	本人	介護人	本人	介護人
姫路城	無料	1人無料 常時車椅子の場合3人無料	無料	1人無料 常時車椅子の場合3人無料	無料	1人無料 常時車椅子の場合3人無料
好古園	無料	1人無料	無料	1人無料	無料	1人無料
動物園	無料	1人無料	無料	1人無料	無料	1人無料
手柄山温室 植物園	無料	1人無料	無料	1人無料	無料	1人無料
林田大庄屋 旧三木家住宅	無料	1人無料	無料	1人無料	無料	1人無料
水族館	無料	無料	無料	無料	無料	無料
姫路科学館	(常設) 無料 (アネカリウム) 無料 (特別) 半額	(常設) 無料 (アネカリウム) 無料 (特別) 半額	(常設) 無料 (アネカリウム) 無料 (特別) 半額	(常設) 無料 (アネカリウム) 無料 (特別) 半額	(常設) 無料 (アネカリウム) 無料 (特別) 半額	(常設) 無料 (アネカリウム) 無料 (特別) 半額
美術館	(常設) 無料 (特別) 半額	(常設) 1人無料 (特別) 1人半額	(常設) 無料 (特別) 半額	(常設) 1人無料 (特別) 1人半額	(常設) 無料 (特別) 半額	(常設) 1人無料 (特別) 1人半額
姫路文学館	(常設) 無料 (特別) 半額	(常設) 1人無料 (特別) 1人半額	(常設) 無料 (特別) 半額	(常設) 1人無料 (特別) 1人半額	(常設) 無料 (特別) 半額	(常設) 1人無料 (特別) 1人半額
書写の里・ 美術工芸館	無料	1人無料	無料	1人無料	無料	1人無料
平和資料館	(常設) 無料 (特別) 無料	(常設) 1人無料 (特別) 無料	(常設) 無料 (特別) 無料	(常設) 1人無料 (特別) 無料	(常設) 無料 (特別) 無料	(常設) 1人無料 (特別) 無料
星の子館	500円引 (宿泊料)	—	500円引 (宿泊料)	—	500円引 (宿泊料)	—
名古山仏舎利塔	無料	1人無料	無料	1人無料	無料	1人無料
県立歴史博物館	約75%引	1人無料	約75%引	1人無料	約75%引	1人無料

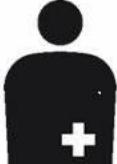
※星の子館は、宿泊利用と会議室使用は有料ですが、施設入場（来館のみ）は無料の施設です。宿泊料については、上記の割引があります。

障害者に関するマーク

障害者のための国際シンボルマーク		身体障害者標識
	<p>障害者が利用できる建物、施設であることを明確に表すための世界共通のシンボルマークです。マークの使用については国際リハビリテーション協会の「使用指針」により定められています。</p> <p>駐車場等でこのマークを見かけた場合には、障害者の利用への配慮について、御理解、御協力をお願いします。なお、このマークは「すべての障害者を対象」としたものです。特に車椅子を利用する障害者を限定し、使用されるものではありません。</p>	 <p>肢体不自由であることを理由に免許に条件を付されている方が運転する車に表示するマークで、マークの表示については、努力義務となっています。</p> <p>危険防止のためやむを得ない場合を除き、このマークを付けた車に幅寄せや割り込みを行った運転者は、道路交通法の規定により罰せられます。</p>
公益財団法人日本障害者リハビリテーション協会 電話 03-5273-0601 FAX 03-5273-1523		警察庁交通局、都道府県警察本部交通部、 警察署交通課、警察庁（電話 03-3581-0141（代））
聴覚障害者標識		盲人のための国際シンボルマーク
	<p>聴覚障害であることを理由に免許に条件を付されている方が運転する車に表示するマークで、マークの表示については、義務となっています。</p> <p>危険防止のためやむを得ない場合を除き、このマークを付けた車に幅寄せや割り込みを行った運転者は、道路交通法の規定により罰せられます。</p>	 <p>世界盲人連合で1984年に制定された盲人のための世界共通のマークです。視覚障害者の安全やバリアフリーに考慮された建物、設備、機器等に付けられています。信号機や国際点字郵便物・書籍等で身近に見かけるマークです。このマークを見かけた場合には、視覚障害者の利用への配慮について、御理解、御協力をお願いします。</p>
警察庁交通局、都道府県警察本部交通部、 警察署交通課、警察庁（電話 03-3581-0141（代））		社会福祉法人日本盲人福祉委員会 電話 03-5291-7885
「白杖 SOS シグナル」普及啓発シンボルマーク		ほじょ犬マーク
 (社会福祉法人日本盲人会連合 推奨マーク)	<p>白杖を頭上 50cm 程度に掲げて SOS のシグナルを示している視覚に障害のある人を見かけたら、進んで声をかけて支援しようという「白杖 SOS シグナル」運動の普及啓発シンボルマークです。</p> <p>白杖による SOS のシグナルを見かけたら、進んで声をかけ、困っていること等を聞き、サポートをしてください。</p> <p>※駅のホームや路上等で視覚に障害のある人が危険に遭遇しそうな場合は、白杖により SOS のシグナルを示していないなくても、声をかけてサポートをしてください。</p>	 <p>身体障害者補助犬（盲導犬、介助犬、聴導犬）同伴の啓発のためのマークです。</p> <p>「身体障害者補助犬法」が施行され、現在では公共の施設や交通機関はもちろん、デパートやスーパー、ホテル、レストラン等の民間施設でも身体障害者補助犬が同伴できるようになりました。</p> <p>お店の入口等でこのマークを見かけたり、補助犬を連れている方を見かけた場合は、御理解、御協力を願います。</p>
岐阜市福祉部福祉事務所障がい福祉課 電話 058-214-2138 FAX 058-265-7613		厚生労働省障害保健福祉部企画課自立支援振興室 電話 03-5253-1111（代） FAX 03-3503-1237

障害者雇用支援マーク	
	<p>公益財団法人ソーシャルサービス協会が障害者の在宅障害者就労支援並びに障害者就労支援を認めた企業、団体に対して付与する認証マークです。</p> <p>障害者の社会参加を理念に、障害者雇用を促進している企業や障害者雇用を促進したいという思いを持っている企業は少なくありません。そのような企業がどこにあるのか、障害者で就労を希望する方々に少しでも分かりやすくなれば、障害者の就労を取り巻く環境もより整備されるのではないかと考えます。</p> <p>障害者雇用支援マークが企業側と障害者の橋渡しになればと考えています。</p>
公益財団法人ソーシャルサービス協会 IT センター 電話 052-218-2154 FAX 052-218-2155	

ハート・プラス マーク	
	<p>「身体内部に障害がある人」を表しています。身体内部（心臓、呼吸機能、じん臓、膀胱・直腸、小腸、肝臓、免疫機能）に障害がある方は外見からは分かりにくいため、様々な誤解を受ける場合があります。</p> <p>内部障害の方の中には、電車等の優先席に座りたい、近辺での携帯電話使用を控えてほしい、障害者用駐車スペースに停めたい、といったことを希望している場合があります。</p> <p>このマークを着けている方を見かけた場合には、内部障害への配慮について御理解、御協力をお願ひします。</p>

オストメイトマーク	
	<p>人工肛門・人工膀胱を造設している人（オストメイト）のための設備があることを表しています。</p> <p>オストメイト対応のトイレの入口・案内誘導プレートに表示されています。</p> <p>このマークを見かけた場合には、そのトイレがオストメイトに配慮されたトイレであることについて、御理解、御協力をお願ひします。</p>
公益財団法人交通エコロジー・モビリティ財団 電話 03-3221-6673 FAX 03-3221-6674	

耳マーク	
	<p>聞こえが不自由なことを表す、國內で使用されているマークです。聴覚障害者は見た目には分からぬために、誤解されたり、不利益をこうむったり、社会生活上で不安が少なくありません。</p> <p>このマークを提示された場合は、相手が「聞こえない」ことを理解し、コミュニケーションの方法への配慮について御協力をお願ひします。</p>
一般社団法人全日本難聴者・中途失聴者団体連合会 電話 03-3225-5600 FAX 03-3354-0046	

手話マーク、筆談マーク	
手話マーク 	<p>聴覚障害者に対するコミュニケーション手段の配慮について、「手話マーク」は「手話で対応できる」「手話でコミュニケーションできる人がいる」とこと、「筆談マーク」は「筆談で対応できる」を表しています。</p> <p>行政機関等の窓口に提示、イベント等の会場で手話のできる案内係がネームプレートで携帯、聴覚障害者自身がコミュニケーションの配慮を求めるときに提示するために策定されました。</p>
一般財団法人全日本ろうあ連盟 電話 03-3268-8847 FAX 03-3267-3445	

ヘルプマーク	
	<p>義足や人工関節を使用している、内部障害、難病又は妊娠初期等、外見から分からなくても援助や配慮を必要としている方が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることができるマークです（JIS規格）。</p> <p>ヘルプマークを身に着けた方を見かけた場合は、電車・バス内で席を譲る、困っているようであれば声をかける等、思いやりのある行動をお願いします。</p>
兵庫県ユニバーサル推進課 電話 078-362-4379 FAX 078-362-9040	

付 表

身体障害者 障害程度等級表

身体障害者障害程度等級表 (太実線より上は第1種を、下は第2種を表す。)

級	視覚障害	聴覚又は平衡機能の障害		音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障害	肢体不自由	
		聴覚障害	平衡機能障害		上肢	下肢
1級	視力の良い方の眼の視力(万国式試視力表によって測ったものをいい、屈折異常のある者については、矯正視力について測ったものをいう。以下同じ。)が0.01以下のもの				1 両上肢の機能を全廃したもの 2 両上肢を手関節以上で欠くもの	1 両下肢の機能を全廃したもの 2 両下肢を大腿の2分の1以上で欠くもの
2級	1 視力の良い方の眼の視力が0.02以上0.03以下のもの 2 視力の良い方の眼の視力が0.04かつ他方の眼の視力が手動弁以下のもの 3 周辺視野角度(I/4視標による)の総和が左右眼それぞれ80度以下かつ両眼中心視野角度(I/2視標による)が28度以下のもの 4 両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が20点以下のもの	両耳の聴力レベルがそれぞれ100デシベル以上のもの(両耳全ろう)			1 両上肢の機能の著しい障害 2 両上肢のすべての指を欠くもの 3 一上肢を上腕の2分の1以上で欠くもの 4 一上肢の機能を全廃したもの	1 両下肢の機能の著しい障害 2 両下肢を下腿の2分の1以上で欠くもの
3級	1 視力の良い方の眼の視力が0.04以上0.07以下のもの(2級の2に該当するものを除く。) 2 視力の良い方の眼の視力が0.08かつ他方の眼の視力が手動弁以下のもの 3 周辺視野角度(I/4視標による)の総和が左右眼それぞれ80度以下かつ両眼中心視野角度(I/2視標による)が56度以下のもの 4 両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が40点以下のもの	両耳の聴力レベルが90デシベル以上のもの(耳介に接しなければ声を理解し得ないもの)	平衡機能の極めて著しい障害	音声機能、言語機能又はそしゃく機能の喪失	1 両上肢のおや指及びひとさし指を欠くもの 2 両上肢のおや指及びひとさし指の機能を全廃したもの 3 一上肢の機能の著しい障害 4 一上肢のすべての指を欠くもの 5 一上肢のすべての指の機能を全廃したもの	1 両下肢をショバー関節以上で欠くもの 2 一下肢を大腿の2分の1以上で欠くもの 3 一下肢の機能を全廃したもの
4級	1 視力の良い方の眼の視力が0.08以上0.1以下のもの(3級の2に該当するものを除く。) 2 周辺視野角度(I/4視標による)の総和が左右眼それぞれ80度以下のもの 3 両眼開放視認点数が70点以下のもの	1 両耳の聴力レベルがそれぞれ80デシベル以上のもの(耳介に接しなければ会話を理解し得ないもの) 2 両耳による普通話声の最良の音声明瞭度が50パーセント以下のもの		音声機能、言語機能又はそしゃく機能の著しい障害	1 両上肢のおや指を欠くもの 2 両上肢のおや指の機能を全廃したもの 3 一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか一関節の機能を全廃したもの 4 一上肢のおや指及びひとさし指を欠くもの 5 一上肢のおや指及びひとさし指の機能を全廃したもの 6 オヤ指又はひとさし指を含めて一上肢の三指を欠くもの 7 オヤ指又はひとさし指を含めて一上肢の三指の機能を全廃したもの 8 オヤ指又はひとさし指を含めて一上肢の四指の機能の著しい障害	1 両下肢のすべての指を欠くもの 2 両下肢のすべての指の機能を全廃したもの 3 一下肢を下腿の2分の1以上で欠くもの 4 一下肢の機能の著しい障害 5 一下肢の股関節又は膝関節の機能を全廃したものの 6 一下肢が健側に比して10センチメートル以上又は健側の長さの10分の1以上短いもの
5級	1 視力の良い方の眼の視力が0.2かつ他方の眼の視力が0.02以下のもの 2 両眼による視野の2分の1以上が欠けているもの 3 両眼中心視野角度(I/2視標による)が56度以下のもの 4 両眼開放視認点数が70点を超えるものの 5 両眼中心視野視認点数が40点以下のもの		平衡機能の著しい障害		1 両上肢のおや指の機能の著しい障害 2 一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか一関節の機能の著しい障害 3 一上肢のおや指を欠くもの 4 一上肢のおや指の機能を全廃したもの 5 一上肢のおや指及びひとさし指の機能の著しい障害 6 オヤ指又はひとさし指を含めて一上肢の三指の機能を全廃したもの	1 一下肢の股関節又は膝関節の機能の著しい障害 2 一下肢の足関節の機能を全廃したものの 3 一下肢が健側に比して5センチメートル以上又は健側の長さの15分の1以上短いもの
6級	視力の良い方の眼の視力が0.3以上0.6以下かつ他方の眼の視力が0.02以下のもの	1 両耳の聴力レベルが70デシベル以上のものの(40センチメートル以上の距離で発声された会話を理解し得ないもの) 2 一側耳の聴力レベルが90デシベル以上、他側耳の聴力レベルが50デシベル以上のもの			1 一上肢のおや指の機能の著しい障害 2 ひとさし指を含めて一上肢の二指を欠くもの 3 ひとさし指を含めて一上肢の二指の機能を全廃したものの	1 一下肢をリストラン関節以上で欠くもの 2 一下肢の足関節の機能の著しい障害
7級					1 一上肢の機能の軽度の障害 2 一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか一関節の機能の軽度の障害 3 一上肢の手指の機能の軽度の障害 4 ひとさし指を含めて一上肢の二指の機能の著しい障害 5 一上肢のなか指、くすり指及び小指を欠くもの 6 一上肢のなか指、くすり指及び小指の機能を全廃したものの	1 両下肢のすべての指の機能の著しい障害 2 一下肢の機能の軽度の障害 3 一下肢の股関節、膝関節又は足関節のうち、いずれか一関節の機能の軽度の障害 4 一下肢のすべての指を欠くもの 5 一下肢のすべての指の機能を全廃したものの 6 一下肢が健側に比して3センチメートル以上又は健側の長さの20分の1以上短いもの
備考	1 同一の等級について2つの重複する障害がある場合は、1級上の級とする。ただし、2つの重複する障害が特に本表中に指定せられているものは、該当等級とする。 2 肢体不自由においては、7級に該当する障害が2以上重複する場合は、6級とする。 3 異なる等級について2以上の重複する障害がある場合には、障害の程度を勘案して当該等級より上の級とすることができる。 4 「指の機能障害」とは、中手指節関節以下の障害をいい、オヤ指については第一指間関節以上を欠くものをいう。 5 「指の機能障害」とは、中手指節関節以下の障害をいい、オヤ指については、対抗運動障害をも含むものとする。 6 上肢又は下肢欠損の断端の長さは、実用長(上腕においては腋窩より、大腿においては坐骨結節の高さより計測したもの)をもって計測したものをいう。 7 下肢の長さは、前腸骨棘より内くるぶし下端までを計測したものをいう。					

級	肢体不自由		心臓、じん臓若しくは呼吸器又はぼうこう若しくは直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫若しくは肝臓の機能の障害							
	体幹	乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害		心臓機能障害	じん臓機能障害	呼吸器機能障害	ぼうこう又は直腸の機能障害	小腸機能障害	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	肝臓機能障害
		上肢機能	移動機能							
1級	体幹の機能障害により坐つていることができないもの	不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作がほとんど不可能なもの	不随意運動・失調等により歩行が不可能なもの	心臓の機能の障害により自己の身辺の日常生活活動が極度に制限されるもの	じん臓の機能の障害により自己の身辺の日常生活活動が極度に制限されるもの	呼吸器の機能の障害により自己の身辺の日常生活活動が極度に制限されるもの	ぼうこう又は直腸の機能の障害により自己の身辺の日常生活活動が極度に制限されるもの	小腸の機能の障害により自己の身辺の日常生活活動が極度に制限されるもの	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能の障害により日常生活がほとんど不可能なもの	肝臓の機能の障害により日常生活がほとんど不可能なもの
2級	1 体幹の機能障害又は起立位を保つことが困難なもの 2 体幹の機能障害により立ち上がるることが困難なもの	不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作が極度に制限されるもの	不随意運動・失調等により歩行が極度に制限されるもの						ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能の障害により日常生活が極度に制限されるもの	肝臓の機能の障害により日常生活活動が極度に制限されるもの
3級	体幹の機能障害により歩行が困難なもの	不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作が著しく制限されるもの	不随意運動・失調等により歩行が家庭内での日常生活活動に制限されるもの	心臓の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	じん臓の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	呼吸器の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	ぼうこう又は直腸の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	小腸の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの(社会での日常生活活動が著しく制限されるものを除く。)	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能の障害により日常生活活動が著しく制限されるもの(社会での日常生活活動が著しく制限されるものを除く。)	肝臓の機能の障害により日常生活活動が著しく制限されるもの(社会での日常生活活動が著しく制限されるものを除く。)
4級		不随意運動・失調等による上肢の機能障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	不随意運動・失調等により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	心臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	じん臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	呼吸器の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	ぼうこう又は直腸の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	小腸の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	肝臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの
5級	体幹の機能の著しい障害	不随意運動・失調等による上肢の機能障害により社会での日常生活活動に支障のあるもの	不随意運動・失調等により社会での日常生活活動に支障のあるもの							
6級		不随意運動・失調等により上肢の機能の劣るものの	不随意運動・失調等により移動機能の劣るもの							
7級		上肢に不随意運動・失調等を有するもの	下肢に不随意運動・失調等を有するもの							

- 備考
- 同一の等級について2つの重複する障害がある場合は、1級上の級とする。ただし、2つの重複する障害が特に本表中に指定せられているものは、該当等級とする。
 - 肢体不自由においては、7級に該当する障害が2以上重複する場合は、6級とする。
 - 異なる等級について2以上の重複する障害がある場合について、障害の程度を勘案して当該等級より上の級とすることができる。
 - 「指を欠くもの」とは、おや指については指骨間関節、その他の指については第一指骨間関節以上を欠くものをいう。
 - 「指の機能障害」とは、中手指節関節以下の障害をいい、おや指については、対抗運動障害をも含むものとする。
 - 上肢又は下肢欠損の断端の長さは、実用長(上腕においては腋窩より、大腿においては坐骨結節の高さより計測したもの)をもって計測したものをいう。
 - 下肢の長さは、前腸骨棘より内くるぶし端までを計測したものをいう。

※このしおりは、令和6年3月現在の情報をもとに作成しています。
内容が改正されることがありますので、ご注意ください。
また、詳しくは、各担当窓口にお問い合わせください。

お問い合わせ先

障害福祉課

管理担当／請求担当	電話 079-221-2454
給付担当	電話 079-221-2305
支援推進担当	電話 079-221-2309
支援相談担当	電話 079-221-2457
共通	FAX 079-221-2374



このしおりのデータは

<https://www.city.himeji.lg.jp/bousai/0000020138.html>

に掲載しています。

※各説明ページ項目の横に記載の「ID:○○」につきまして、この「ID:○○」を市公式ウェブサイトの検索窓に入力すれば、該当ページの検索がしやすくなりますので、ご活用ください。